

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（次長の専決事項）</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次長の休暇、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4)の2～(9) (略)</p> <p>（課長の共通専決事項）</p> <p>第5条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>（施設の長の共通専決事項）</p> <p>第14条 施設の長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>（次長の専決事項）</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次長の休暇、<u>部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4)の2～(9) (略)</p> <p>（課長の共通専決事項）</p> <p>第5条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取</u>をすること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>（施設の長の共通専決事項）</p> <p>第14条 施設の長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取</u>をすること。</p> <p>(3) (略)</p>